

藤沢市手数料条例の一部改正について
藤沢市手数料条例の一部を次のように改正する。

2015年(平成27年)2月16日提出

藤沢市長

鈴木恒夫

藤沢市手数料条例の一部を改正する条例

藤沢市手数料条例(平成12年藤沢市条例第48号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

(5) 農地台帳の閲覧又は農地台帳記録事項要約書の交付については、1筆を1件とする。

第2条中第5項を削り、第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第5条ただし書を削る。

別表第4の1の表1の項備考を次のように改める。

備考

申請又は通知に係る計画に法第87条の2に規定する昇降機に係る部分が含まれる場合において、昇降機を設置するとき(確認を受けた昇降機の計画の変更をして昇降機を設置するときを除く。)にあっては昇降機1基につき17000円(小荷物専用昇降機については、8000円)、確認を受けた昇降機の計画を変更して昇降機を設置するとき(小荷物専用昇降機については、5000円)を加算する。

別表第4の1の表1の項中「第7条の6第1項第1号(法第87条の2又は第88条第1項若しくは第2項において準用する場合を含む。)」を「第7条の6第

1項第1号若しくは第2号」に、「第18条第22項第1号(」を「第18条第24項第1号若しくは第2号(これらの規定を)」に、「承認」を「認定」に改める。

別表第4の2の表1の項法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて法第6条第2項の規定による適合審査の申し出を行う場合を除く。)の項1申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項の次に次の1項を加える。

(2) 申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けている場合(限界耐力計算を要する場合を除く。)	1戸	(1) 一戸建て住宅については、15000円 (2) 共同住宅等については、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を申請戸数で除して得た額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ア 1戸から5戸まで 57000円 イ 6戸から10戸まで 92000円 ウ 11戸から30戸まで 170000円 エ 31戸から50戸まで 300000円 オ 51戸から100戸まで 450000円 カ 101戸から200戸まで 830000円 キ 201戸から300戸まで 1,100,000円 ク 301戸以上 1,400,000円
--	----	--

別表第4の2の表1の項中「(2)(1以外の場合)」を「(3)(1及び2以外の場合)」に改め、同表2の項を次のように改める。

2	法第5条第1項から第3項までの規定による長期優良住宅建築等計画の認定の申請に対する審査(当該申請に併せて法第6条第2項	(1) 申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合	1戸	(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額 ア 6000円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額 (2) 共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額(その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額) ア 次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を申請戸数で除して得た額 (ア) 1戸から5戸まで 12000円 (イ) 6戸から10戸まで 21000円 (ウ) 11戸から30戸まで 31000円
---	---	---	----	---

<p>の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。)</p>		<p>円</p> <p>(工) 31戸から50戸まで 58000円</p> <p>(オ) 51戸から100戸まで 99000円</p> <p>(カ) 101戸から200戸まで 160000円</p> <p>(キ) 201戸から300戸まで 200000円</p> <p>(ク) 301戸以上 210000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額を申請戸数で除して得た額</p>
	<p>(2) 申請前にあらかじめ当該計画について登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けている場合（限界耐力計算を要する場合を除く。）</p>	<p>1戸</p> <p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 15000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を申請戸数で除して得た額</p> <p>(ア) 1戸から5戸まで 57000円</p> <p>(イ) 6戸から10戸まで 92000円</p> <p>(ウ) 11戸から30戸まで 170000円</p> <p>(エ) 31戸から50戸まで 300000円</p> <p>(オ) 51戸から100戸まで 450000円</p> <p>(カ) 101戸から200戸まで 830000円</p> <p>(キ) 201戸から300戸まで 1,100,000円</p> <p>(ク) 301戸以上 1,400,000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額を申請戸数で除して得た額</p>
	<p>(3) (1及び2以外の場</p>	<p>1戸</p> <p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 45000円</p>

		合	イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額 (2) 共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ア 次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を申請戸数で除して得た額 (ア) 1戸から5戸まで 110,000円 (イ) 6戸から10戸まで 170,000円 (ウ) 11戸から30戸まで 340,000円 (エ) 31戸から50戸まで 600,000円 (オ) 51戸から100戸まで 1,000,000円 (カ) 101戸から200戸まで 1,900,000円 (キ) 201戸から300戸まで 2,700,000円 (ク) 301戸以上 3,400,000円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額を申請戸数で除して得た額
--	--	---	--

別表第4の2の表3の項法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申し出を行う場合を除く。）の項1申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合の項の次に次の1項を加える。

(2) 申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けてい	1戸	(1) 一戸建て住宅については、7500円 (2) 共同住宅等については、次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を当初認定戸数で除して得た額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ア 1戸から5戸まで 28500円 イ 6戸から10戸まで 46000円 ウ 11戸から30戸まで 85000円
--	----	---

る場合（限界耐力計算を要する場合を除く。）	エ	31戸から50戸まで	150,000円
	オ	51戸から100戸まで	225,000円
	カ	101戸から200戸まで	415,000円
	キ	201戸から300戸まで	550,000円
	ク	301戸以上	700,000円

別表第4の2の表3の項中「(2)(1以外の場合)」を「(3)(1及び2以外の場合)」に改め、同表4の項を次のように改める。

4	法第8条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）	(1) 申請前にかじめ当該計画の変更について登録住宅性能評価機関による技術的審査を受けている場合	1戸	<p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 3000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を当初認定戸数で除して得た額</p> <p>(ア) 1戸から5戸まで 6000円</p> <p>(イ) 6戸から10戸まで 10500円</p> <p>(ウ) 11戸から30戸まで 15500円</p> <p>(エ) 31戸から50戸まで 29000円</p> <p>(オ) 51戸から100戸まで 49500円</p> <p>(カ) 101戸から200戸まで 80000円</p> <p>(キ) 201戸から300戸まで 100000円</p> <p>(ク) 301戸以上 105000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額を変更申請戸数で除して得た額</p>
		(2) 申請前にかじめ当該計画の変更にか	1戸	<p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 7500円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p>

		<p>ついて登録住宅性能評価機関による住宅性能評価を受けている場合（限界耐力計算を要する場合を除く。）</p>	<p>(2) 共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を当初認定戸数で除して得た額</p> <p>(ア) 1戸から5戸まで 28500円</p> <p>(イ) 6戸から10戸まで 46000円</p> <p>(ウ) 11戸から30戸まで 85000円</p> <p>(エ) 31戸から50戸まで 150000円</p> <p>(オ) 51戸から100戸まで 225000円</p> <p>(カ) 101戸から200戸まで 415000円</p> <p>(キ) 201戸から300戸まで 550000円</p> <p>(ク) 301戸以上 700000円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額を変更申請戸数で除して得た額</p>
	<p>(3) (1及び2以外の場合)</p>	<p>1戸</p>	<p>(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額</p> <p>ア 22500円</p> <p>イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額</p> <p>(2) 共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）</p> <p>ア 次のアからクまでに掲げる建築物の住戸の総数に応じ、それぞれアからクまでに定める額を当初認定戸数で除して得た額</p> <p>(ア) 1戸から5戸まで 55000円</p> <p>(イ) 6戸から10戸まで 85000円</p> <p>(ウ) 11戸から30戸まで 170000円</p> <p>(エ) 31戸から50戸まで 300000円</p> <p>(オ) 51戸から100戸まで 500000円</p>

				(カ) 101戸から200戸まで 950000円 (キ) 201戸から300戸まで 1350000円 (ク) 301戸以上 1700000円 イ 申請に係る建築物について別表第4の 1の表1の項の規定の例により算出した 額を変更申請戸数で除して得た額
--	--	--	--	--

別表第4の2の表6の項を次のように改める。

6	法第9条第1項の規定による長期優良住宅建築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第8条第2項において準用する法第6条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）	1戸	(1) 一戸建て住宅については、次に掲げる額を合算した額 ア 2,100円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額 (2) 共同住宅等については、次に掲げる額を合算した額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額） ア 2,100円 イ 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額を変更申請戸数で除して得た額
---	---	----	--

別表第4の2の表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3を備考2とし、備考4を備考3とし、同備考の次に備考4として次のように加える

4 この表において「住宅性能評価」とは、住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する住宅性能評価を言う。

別表第4の2の表備考7及び備考8を削る。

別表第4の3の表2の項を次のように改める。

2	法第53条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて法第54条第2項の規定によ	(1) 申請前にあらかじめ当該計画について登録建築物調査機関等による技術的審査を受けている場合	1戸	次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 (1) 1の項1の項の規定により算出した額 (2) 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額
		(2) (1)以外の場合	1戸	次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額

	る適合審査の申出を行う場合に限る。)			(1) 1の項2の規定により算出した額 (2) 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額
--	--------------------	--	--	---

別表第4の3の表4の項を次のように改める。

4	法第55条第1項の規定に基づく低炭素建築物新築等計画の変更の認定の申請に対する審査（当該申請に併せて同条第2項において準用する法第54条第2項の規定による適合審査の申出を行う場合に限る。）	(1) 申請前にあらかじめ当該計画の変更について登録建築物調査機関等による技術的審査を受けている場合	1戸	次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 (1) 3の項1の規定により算出した額 (2) 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額
		(2) (1以外の場合	1戸	次に掲げる額のうち、当該申請に係るものを合算した額 (1) 3の項2の規定により算出した額 (2) 申請に係る建築物について別表第4の1の表1の項の規定の例により算出した額

別表第4の3の表中備考1を削り、備考2を備考1とし、備考3から備考8までを1つずつ繰り上げ、備考9及び備考10を削る。

別表第6の2の表中「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」を「鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律」に改める。

別表第8の表中8の項を9の項とし、7の項を8の項とし、6の項を7の項とし、同表5の項中「1の項から3の項まで」を「1の項、3の項及び4の項」に改め、同項を同表中6の項とし、同表中2の項から4の項までを1項ずつ繰り下げ、1の項の次に次のように加える。

2	農地台帳の閲覧又は農地台帳記録事項要約書の交付	1件	300円
---	-------------------------	----	------

附 則

この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施

行する。

- (1) 第2条第2項及び別表第8の改正規定 平成27年4月1日
- (2) 別表第6の改正規定 平成27年5月29日
- (3) 第2条中第5項を削り，第6項を第5項とし，第7項を第6項とし，第8項を第7項とする改正規定並びに第5条及び別表第4の改正規定 平成27年6月1日

提案理由

この条例を提出したのは，農地法，鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律及び建築基準法が改正されたことに伴い，所要の改正をする必要による。